

評議員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第18条の規定に基づき、公益財団法人日本バレーボール協会（以下「この法人」という。）における評議員会の議事の方法に関する事項について定め、評議員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成及び権限)

第2条 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

(役員等の出席)

第3条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。

2 この法人の事務局職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

3 評議員会は必要に応じ、前各項以外の者の出席を求め、その意見または説明を求めることができる。

(招集)

第4条 評議員会は、評議員が裁判所の許可を得て招集する場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(招集の通知)

第5条 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(欠席)

第6条 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ代表理事に対して、その旨を通知しなければならない。

(議長)

第7条 評議員会の議長は、定款第23条の規定の定めによる。

(出席状況の報告)

第8条 議長は開会を宣言した後、議事に入る前に評議員の出席状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員に行わせることができる。

(議題の審議順序)

第9条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、評議員

会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第10条 議長は議題を付議した後、理事に対し当該議題に関する事項の報告または議案の説明を求めるものとする。理事は議長の許可を受けた上で、事務局職員ほかの補助者（以下「補助者等」という。）に報告または説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事または監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

第11条 評議員の理事に対する質問に対する説明は、代表理事またはその指名した理事が行う。

2 評議員の監事に対する質問に対する説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。

3 理事は、議長の許可を受けた上で、補助者等に説明させることができる。

(説明の拒絶)

第12条 理事または監事は、質問が次の各号に当たるときは、説明を拒絶することができる。

(1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合

(2) 説明をするために調査をすることが必要である場合

(3) 説明をすることにより、この法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(4) 質問が重複する場合

(5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(定足数)

第13条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(採決)

第14条 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めたときは、審議を終了させ採決しなければならない。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議は、各議案ごとに行わなければならない。理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が定款第29条に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

3 決議に係る出席評議員の賛否の意思表示は、挙手、起立、投票の何れかによるものとする。

4 議長は決議が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(延期または続行)

第16条 評議員会を延期または続行する場合は、評議員会の決議による。

2 前項の場合、延会または続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。

3 前項ただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を評議員会に出席した評議員に通知する。

4 延会または続会の日は、最初の評議員会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第17条 議長は、すべての議事を終了したとき、または延期もしくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

3 前項の議事録は、電子公告を行うとともに、この法人の事務所に10年間備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第19条 議長は、評議員会の議事の内容及びその結果につき、欠席した評議員に対し報告しなければならない。

(本規程の変更)

第20条 本規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

第21条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

この規程は、公益財団法人日本バレーボール協会の設立の登記の日（平成23年2月1日）から施行する。